

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

同和問題解決への主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

【現状と課題】

- 同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。
- 昭和40（1965）年の「同和対策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 「同和対策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14（2002）年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たって県は、平成14（2002）年2月に「今後の同和対策のあり方」を定めました。同和地区の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、一部に立ち遅れがあることを視野に入れながら、「差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について適切に対応していく」こととし、その後も同和行政を積極的に推進しています。
- 近年の世界的な動きとしては、国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」は、平成12（2000）年に、関係政府に対して職業及び世系に関する差別を禁止し、救済を図るための措置をとること、職業及び世系に基づく差別の慣行に従事したものに法的処罰・制裁を行うことなどを求める決議を採択しました。その後も、国連の人種差別撤廃委員会が、日本政府に対して部落差別撤廃のための取組について勧告しており、平成22（2010）年には、政府の中に部落問題を取扱う機構を設置することや戸籍の写しの不正取得を厳しく禁止するなどの法整備を行うよう勧告しました。また、平成26（2014）年には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）」に関する自由権規約委員会において、日本政府からの報告に対する最終見解が採択され、同委員会は日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱道するすべてのプロパガンダ（宣伝）の禁止等について勧告しました。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）の結果では、「県内に存在していると思う人権問題について」との問いに対し、「同和問題に関すること」が最多（57.8%）でした。「部落差別の現状に対する考え方」については、「差別意識が現存している」又は「差別意識は解消されていない」との回答が全体の半数を超える52.3%でした。また、住宅の購入における「同和地区にある物件に対する意識」については、19.7%が「物件が同和地区にあったら避ける」と回答した一方で、逆に「物件が同和地区にあっても、条件があえばこだわらない」と回答した人は44.8%にとどまっており、県民に同和地区にある物件を避けようとする意識が今なお残っています。

また、子どもが結婚する際に相手の身元調査を行うことについて、「やむを得ないと思う」「どちらかといえばそう思う」と、身元調査を容認する県民が32.3%にのぼり、結婚問題についての差別意識がなお存在しています。

○同和地区における就労の状況については、隣保館での聞き取りや県内の自治体の調査では不安定就労の割合が高いという結果が出ています。また、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）でも、就労面などの格差があるとの回答が21.6%ありました。

○同和地区かどうかの土地の問い合わせや、差別発言、差別落書き、差別投書などが県に報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為も依然として行われています。インターネットは、その特性上、いったん公開された情報は瞬時に広範囲に拡がりすべて削除することは不可能です。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダ（注3）やサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに止まり、その情報の削除は原則としてプロバイダの判断に委ねられており、同和地区に関する情報等をもとにした差別を助長する内容の掲載に適切に対応するために、実効性のある措置が求められているところです。

○偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得は、平成20（2008）年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しています。全国的に不正取得をしていた法務事務所が、平成23（2011）年から24（2012）年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していたことが判明しました。

このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に戸籍や住民票の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる「本人通知制度（注4）」の導入が進み、鳥取県では平成25（2013）年8月1日をもって全市町村導入済みです。ただし一般に広く浸透しているとはいえ、制度の周知等を進める必要があります。

○同和地区においては、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案が依然として存在しています。国では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年5月に「部落差別の解消の推進に関する法律案」を国会に付議し、部落差別の解消に向けた動きをより一層進めているところです。

（注3）プロバイダ：インターネットへの接続サービスを提供する事業者

（注4）本人通知制度：市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分と部落差別とのかかわりを考える中で、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めながら自己実現を図っていけるよう、児童生徒の実態を適切に把握しながら、指導内容・指導方法の工夫改善を進めます。

社会教育では、小地域懇談会や各種研修講座等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、教育の取組の充実に努めます。

また、部落解放月間(7月10日～8月9日)、身元調査お断り運動(注5)、宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針、えせ同和行為(注6)の排除など、各種の啓発の取組みについて、より効果的な手法等を検討しながら引き続き実施します。

さらに、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型「本人通知制度」が導入されており、この制度の周知に努めます。

(2) 隣保館における相談機能等の充実

隣保館(※)は、同和問題はもとより、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターであり、その基本事業として、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行うことが位置づけられています。また、生活困窮者自立支援制度において、地域における多様な社会資源のひとつとして、福祉事務所など自立相談支援機関との連携も求められています。

今後もその役割が果たせるよう、相談・支援活動の充実や職員の資質向上について支援を行います。

(※)隣保館は、社会福祉法に基づき、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行う施設であり、その名称は「人権福祉センター」など、設置主体である市町によって異なります。

(3) 就労の支援

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題をはじめとする人権問題についての情報交換と協議を行い、すべての者の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ります。

また、事業所(企業)に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を呼びかけ、推進員への研修を実施し事業所内における人権意識の高揚と、差別のない合理的な基準による採用選考を推進します。

産業に対する支援は、関係団体と連携を図り地域の実情にあわせた支援を実施します。

(4) 差別事象等への対応

県が設置、管理する公共施設(ウェブサイトも含む)に対する差別落書きについては、差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に従って対応します。

さらに、市町村から報告のあった事象も含めて、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会である差別事象検討小委員会において、差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行います。

また、問題解決の一助として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を活用した相談対応も行います。

インターネット上での差別を助長する行為など、既存の枠組みでは解決が難しい問題については、事業者や関係団体への要請のほか、法改正などの実効性のある防止策について国へ働きかける等の対応を行います。

(5) 関係団体との連携

(公社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係団体との連携・協働をさらに進めるとともに、これらの団体が行う調査研究、人材養成、学習資料作成などの取組に対して支援し、その充実を図ります。

(注5) 身元調査お断り運動：結婚や就職に関する身元調査など、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

(注6) えせ同和行為：同和問題を口実にして高額な凶書を売りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為